



届出制手数料届出書  
届出制手数料変更届出書

①令和2年 9月 4日

厚生労働大臣 殿

②届出者氏名 (ふりがな) 株式会社 PECORI  
代表取締役 小松原 洋

職業安定法第32条の3第1項第2号の規定により下記の届出制手数料に係る届出をします。

記

③許 可 番 号	13-2-308091
④氏名又は名称 <small>(ふりがな)</small>	株式会社 PECORI
⑤所 在 地 <small>(ふりがな)</small>	〒□□□-□□□□ 電話 ( )
	〒101-0052 東京都千代田区神田小川町3-22 第三大丸ビル2階
	TEL 03-6276-2940
⑥適用開始・変更予定日	令和2年 9月 5日
⑦届出・変更届出内容	別紙手数料表に於
⑧備 考	





手数料表

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人受理時の事務費用	<p style="text-align: right;">200,000円</p> 手数料負担者は 求人者 とします。
求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス 【職業紹介サービス】	<p>成功報酬</p> <p>(期間の定めのない雇用契約の紹介の場合)</p> <p>当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の</p> <p style="text-align: right;"><u>100% (または 円)</u></p> <p>(期間の定めのある雇用契約の紹介の場合)</p> <p>当該求職者の就職後、雇用契約期間中(雇用期間が1年を超える場合は最大1年間分)に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の</p> <p style="text-align: right;"><u>100% (または 円)</u></p> <p>手数料負担者は 求人者 とします。</p>
求人の充足に向けた求人者に対する専門的な相談・助言サービス 【職業紹介の付加サービス】	<p>成功報酬</p> <p>当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の</p> <p style="text-align: right;"><u>100% (または 円)</u></p> <p>手数料負担者は 求人者 とします。</p> <p>*上記職業紹介サービスに加えて、より専門的な相談・助言の付加サービスを行う場合</p>

上記手数料には、消費税は含まれておりません。別途加算となります。

許可番号 13-2-308091

事業所の名称及び所在地 株式会社 PECORI

東京都千代田区神田小川町3-22 第三大丸ビル2F

100%に7000円を上限として、求人者と相談料を100%に決定している